

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び葵区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 29 年 5 月 10 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

静岡ターミナルビル（パルシェ）

静岡市葵区黒金町 49 番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

静岡ターミナル開発株式会社

代表取締役 長谷川泰

静岡市葵区黒金町 49 番地

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
本館 (小売業者名は縦覧書類のとおり)	9 時 30 分	20 時 00 分
生鮮館 (小売業者名は縦覧書類のとおり)	9 時 30 分	20 時 00 分
食彩館 (小売業者名は縦覧書類のとおり)	9 時 30 分	21 時 00 分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
本館 (小売業者名は縦覧書類のとおり)	変更なし	21 時 00 分
生鮮館 (小売業者名は縦覧書類のとおり)	変更なし	変更なし
食彩館 (小売業者名は縦覧書類のとおり)	変更なし	変更なし

※生鮮館、食彩館、本館それぞれで小売業者の営業時間を決めて管理しているため、その統一的な時間を記載。

#### 4 変更年月日

平成 29 年 5 月 8 日

#### 5 届出年月日

平成 29 年 4 月 25 日